

○裾野市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱

平成22年1月29日

告示第14号

裾野市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、アスベストによる健康被害に対する市民の不安解消を図るため、民間建築物のアスベスト含有調査事業（以下「民間建築物吹付けアスベスト対策事業」という。）を実施する当該建築物の所有者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し必要な事項を定め、その交付に関しては、裾野市補助金等交付規則（昭和47年裾野市規則第4号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第二十三号に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト分析調査事業 補助対象建築物の吹付け建材について行うアスベストの含有の有無に係る調査（以下「含有調査」という。）を行うものをいう。

(補助対象建築物)

第3条 民間建築物吹付けアスベスト対策事業の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 本市の区域内に存する民間建築物であること。
- (2) 民間建築物吹付けアスベスト対策事業に関し、この要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けていないものであること。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、下表のとおりとする。

補助事業の区分	補助対象経費及び補助額
アスベスト含有調査事業	含有調査に要する経費以内の額。ただし、1棟あたりの上限を25万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の所在地及び所有者等を証明する書類（登記事項証明書等）
- (2) 補助対象建築物の建築年月及び用途等を証明する書類（確認済証又は検査済証等）
- (3) 補助対象建築物の全景、事業を実施する箇所が確認できる写真
- (4) 補助対象建築物を明示した見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等

- (5) 含有調査を実施する機関（以下「含有調査機関」という。）から発行された含有調査に係る見積書（アスベスト含有調査事業に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請内容を審査し、民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に対して補助金の交付の通知を行うものとする。

2 次の掲げる事項は、前項の規定による交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、市長による承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（変更等の承認申請）

第7条 前条第2項第一号に規定する承認を受けようとする者は、民間建築物吹付けアスベスト対策事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項による補助金交付決定通知書の写し
- (2) 次条第1項による変更等承認通知書の写し（承認を受けている場合に限る。）
- (3) 変更等の内容が分かる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更等の承認）

第8条 市長は、前条の規定による変更等の承認申請があったときは、当該申請内容を審査し、民間建築物吹付けアスベスト対策事業変更等承認通知書（様式第4号）により、申請者に対して承認の通知を行うものとする。

（事業の完了）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、民間建築物吹付けアスベスト対策事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に関して分析調査機関と締結した契約書の写し
- (2) 補助事業に要した費用に係る分析調査機関からの領収書の写し
- (3) 含有調査機関から発行された分析調査結果報告書
- (4) 補助事業の実施状況が適切に確認できる写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金額確定通知書（様式第 6 号）により報告者に対して額の確定を通知するものとする。

(交付の請求)

第 11 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業に係る補助金の交付を請求しようとする場合には、民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消決定)

第 12 条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第 10 条の補助金の額の確定を通知した後においても同様とする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第 14 条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 第 9 条の規定による実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 前号の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第 1 号又は前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第 8 号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを市に返還しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請書

裾野市長 様

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印

裾野市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第5条の規定により、民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の区分

アスベスト含有調査事業

2 補助申請額

円

(補助金所要額)

(補助金に係る消費税仕入控除税額等)

(補助申請額)

円 -

円 =

円

3 補助金所要額の算出方法等

補助対象経費の額 A		円
補助基本額 B (B = A)		円
補助限度額 C	アスベスト含有調査事業	調査棟数×250,000円
補助金所要額 D	〔 B又はCのいずれか少ない額とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 〕	
		円

4 事業の着手予定日

年 月 日

5 事業の完了予定日

年 月 日

6 補助対象の民間建築物の概要

所在地		
建築年月		
用途		
構造・規模	構造	造、一部 造
	階数	階建（地上 階、地下 階）
	延べ面積	m ²
建築基準法で規定する耐火建築物		<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
事業を実施する箇所	室名称	
	吹付部位	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	吹付面積	約 m ²
	吹付材の劣化状況等	

7 実施内容等

実施内容	アスベスト含有調査事業	<input type="checkbox"/> 定量分析・定性分析
補助対象経費に係る見積金額		円

添付書類

- 補助対象建築物の所在地及び所有者等を証明する書類（登記事項証明書等）
- 補助対象建築物の建築年月及び用途等を証明する書類（確認済証又は検査済証等）
- 補助対象建築物の全景、事業を実施する箇所が確認できる写真
- 補助対象建築物を明示した見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等
- 分析調査機関から発行された分析調査に係る見積書
- その他の書類

(注) 該当する□にレ点を付すること。

民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書

様

裾野市長 大橋 俊二 

年 月 日付で申請のあった民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金については、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 補助事業の区分

アスベスト含有調査事業

2 交付決定額

円

3 交付決定の内容

年 月 日付けの申請書に記載された内容のとおり

4 交付の条件

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、市長による承認を受けること。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

(注) 不要な文字は削除すること。

民間建築物吹付けアスベスト対策事業変更・中止・廃止承認申請書

裾野市長 様

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった民間建築物吹付けアスベスト対策事業を次のとおり変更・中止・廃止することについて承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の区分

アスベスト含有調査事業

2 変更・中止・廃止の内容及び理由

3 変更補助申請額

円

(変更補助金所要額)

(補助金に係る消費税仕入控除税額等)

(変更補助申請額)

円 -

円 =

円

4 変更補助金所要額の算出方法等

変更後の補助対象経費の額 A'		円
補助基本額 B (B=A)		円
補助限度額 C	アスベスト含有調査事業	調査棟数×250,000円
変更補助金所要額 D (B又はCのいずれか少ない額とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)		円

5 事業の着手予定日

年 月 日

6 事業の完了予定日

年 月 日

(注) 不要な文字は削除すること。

該当する□にレ点を付すること。

年 月 日

民間建築物吹付けアスベスト対策事業変更等承認通知書

様

裾野市長 大橋 俊二 

年 月 日付で申請のあった民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金については、下記のとおり変更・中止・廃止を承認しましたので通知します。

記

- 1 補助事業の区分
アスベスト含有調査事業
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 承認の内容

（注）不要な文字は削除すること。

民間建築物吹付けアスベスト対策事業実績報告書

裾野市長 様

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定（変更等承認）のあった民間建築物吹付けアスベスト対策事業について、事業が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の区分

アスベスト含有調査事業

2 補助金の交付決定額 円

3 補助金の経費精算額 円

4 事業の着手日 年 月 日

5 事業の完了日 年 月 日

添付書類

- 補助事業に関して分析調査機関又は工事施工者と締結した契約書の写し
- 補助事業に要した費用に係る分析調査機関又は工事施工者からの領収書の写し
- 含有調査機関から発行された含有調査結果報告書
- 補助事業の実施状況が適切に確認できる写真
- その他の書類

(注) 不要な文字は削除すること。

該当する□にレ点を付すること。

年 月 日

民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金額確定通知書

様

裾野市長 大橋 俊二 

年 月 日付で実績報告のあった民間建築物吹付けアスベスト対策事業について、下記のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業の区分
アスベスト含有調査事業
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の交付確定額 円

（注）不要な文字は削除すること。

民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付請求書

裾野市長 様

申請者 住所 氏名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地
 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の確定を受けた民間建築物吹付けアスベスト対策事業について、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所 漁協 出張所
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

(注) 不要な文字は削除すること。
該当する□にレ点を付すること。

年 月 日

消費税仕入控除税額等報告書

裾野市長 様

申請者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定・確定を受けた民間建築物
吹付けアスベスト対策事業について、消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

補助金の交付決定・確定額 A	円
補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入 控除税額等 B	円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除 税額等 C	円
補助金返還相当額 D (D = C - B)	円

(注) 不要な文字は削除すること。